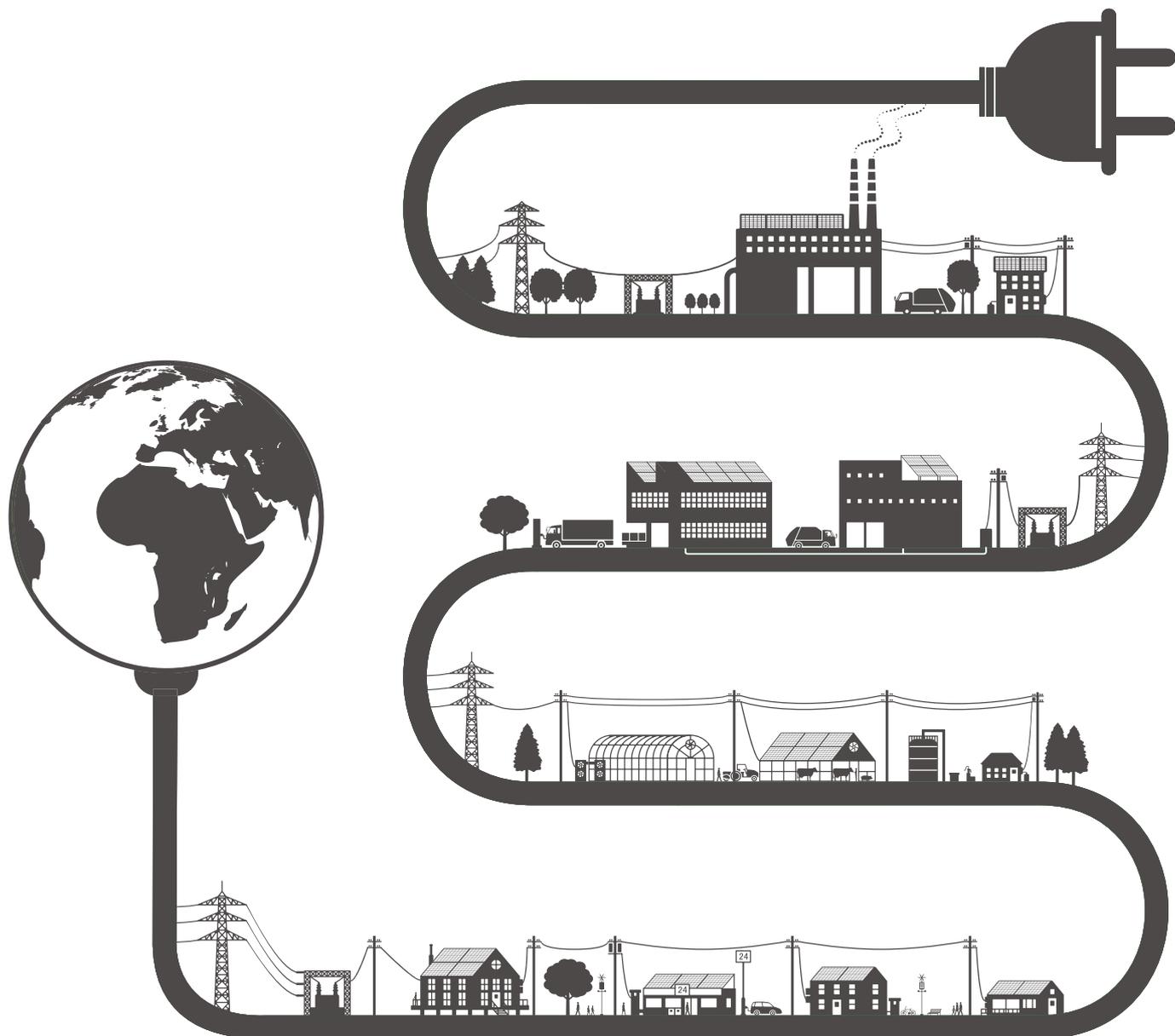




低圧電カプランビーエネルギーコース別説明書

動力コース



令和4年4月11日実施
株式会社プランビー

目次

1 契約種別	3
2 動力コース	3
3 本説明書の変更および廃止	5

低圧電力プランビーエネルギーコース別説明書 動力コース（以下、「本プラン」といいます。）は、当社のプランビーエネルギー約款（以下、「プランビーエネルギー約款」といいます。）に基づき、低圧電力をご使用の法人もしくは個人事業主のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

1. 実施期日と適用条件

実施期日と適用条件本説明書は、2022年4月11日より実施し、お客さまにより本プランへのお申し込みがなされ、その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

2. 受付条件

- (1) 契約容量が3キロワット以上であること。
- (2) 従量電灯1拠点につき、低圧電力1拠点の申込であること。

3. 料金表

本説明書における、電気料金については次の「プランビーエネルギー料金表」において定めます。

プランビーエネルギー料金表

本約款における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において当社が定めます。

1 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

動力コース 北海道・東北・東京・中部・北陸・関西・中国・四国・九州

2 動力コース

低圧電力をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 低圧電力

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 契約容量が原則として3キロワット以上50キロワット未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ) に該当し、かつ、(ハ) の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

(イ) 契約電力は、契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

① 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト)
なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

② 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金及び約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2 (燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整)(1) ロ (ハ) を下回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2 (燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整)(1) ロ (ハ) を上回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。基本料金は年間使用電力量に基づき、負荷率を算出し、負荷率により決定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

エリア	契約容量1キロワットにつき
北海道	1274.13
東北	1252.35
東京	1110.78
中部	1132.56
北陸	1154.34
関西	1067.22
中国	1099.89
四国	1105.34
九州	1001.88

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

エリア	夏季 1キロワット時につき	その他季 1キロワット時につき
北海道	17.67	17.67
東北	15.95	14.50
東京	17.37	15.80
中部	17.01	15.46
北陸	12.15	11.09
関西	14.43	12.95
中国	15.01	13.72
四国	15.80	14.36
九州	17.12	15.43

夏季 7月1日から9月30日まで

その他季 夏季以外の日

(ハ) 負荷率の計算方法 負荷率の計算方法は、次のとおりといたします。小数点以下は切り捨てとします。

$$\text{負荷率 (\%)} = \text{年間使用電力量 [Kwh]} \div 12 \text{ヶ月} \div 30 \text{日} \div 24 \text{時間} \div \text{現契約容量 (kw)} \times 100$$

へ その他

力率は90%とし基本料金を5パーセント割引いたします。

ただし、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

なお、動力単体のお申込みは不可といたします。

3 本説明書の変更および廃止

- (1) 当社は、本説明書を変更する場合には、プランビーエナジー約款2（約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、プランビーエナジー約款2（約款の変更）に準じます。
- (4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。